○議事日程

令和5年12月15日(金) 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

	$- \diamondsuit -$	

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

				 - <> -					
○出席議員	9	名		<u> </u>					
	1	;	番		長名	川名		淳	君
	2	;	番		村	Щ	博	司	君
	3	:	番		松	本	暁	大	君
	4	;	番		三	宅	祐	司	君
	5	;	番		後	藤	友	紀	君
	6	3	番		松	原	浩	=	君
	7	3	番		櫻	井		明	君
	8	:	番		渡	邉	憲	司	君
	9	:	番		木	下	美泽	丰子	君
				 - <> -					
○欠席議員	1	名							
	1 0	:	番		岩	田	晴	義	君

○説明のため出席した者の職氏名

町						小	島	英	雄	君
副	町				長	傍	島	敬	隆	君
教	育				長	野	原	弘	康	君
会	計	徻		理	者	井	上	哲	也	君
総	務部				長	小	関	久	志	君
総	合	政	策	部	長	三	輪		学	君
福	祉部		部		長	中	村	宏	泰	君
土	木 部			長	安	田		悟	君	
住	民 部			長	岩	田	恵	司	君	
総	務課			長	服	部	貴	司	君	

○職務のため出席した事務局職員

開議

午前 9時59分 開議

○議長(櫻井 明君) ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なお、10番 岩田晴義議員は、欠席届が提出されておりますので、ご承知おきください。

─

第1 会議録署名議員の指名について

○議長(櫻井 明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邉憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。

──

第2 一般質問

○議長(櫻井 明君) 日程第2、これより一般質問を行います。 質問の通告がありましたので、順次発言を許します。 5番 後藤友紀議員。

○5番(後藤友紀君) 皆さん、おはようございます。

5番議員の後藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目質問をいたします。

1項目めは、学童保育入室基準の制限から見る子供の居場所拡充の必要性について です。

先月、今年度まで学童の入室基準は就労を事由とする場合は、1日4時間以上かつ月15日以上だったところ、来年度より終業時間の時間制限を設けるとされたことについて、なぜ制限を加えたのかの理由が聞きたいという町民の方からのお問合せがありました。

そこで、現在の利用状況や学童入室者の人数の推移等を調査いたしました。

その結果、学童保育人数は年々増加しており、令和6年4月の見込みは、東学童で 定員を超えそうだということでした。

町内学童利用は、各施設における入室可能人数は超えないものの、1の単位とする 児童数とされる40人以下を大きく上回る運用が長期にわたっています。

学習等供用施設である町民センターの間借りの学童運営が継続する中で、社会変化から、全体の利用者数が年々増加しているのは言うまでもなく、5年前から比較すると、特に東学童の利用人数は約2倍になっています。また、近年は高学年の利用も増え、少ない部屋数で1年生から6年生までの異学年を在籍させるに当たっての環境も整っていません。

昨年の長期休業の際には、コロナ禍の対応として複数の施設を利用し分散実施いた しましたが、増え続ける利用者に対する本質的な量や質の改善までは至っておりませ ん。当町の学童事業は、このように課題が山積した状態です。

現在、少子化問題に対しては、喫緊の課題として全国的に取組がされている一方、 当町における児童数は微増であり、さらに働く女性の活躍、女性の社会進出が推進す ることで、学童利用人数が増加することは明確で、子供たちの放課後等の居場所の拡 充を行わないまま学童の利用制限を行うことは、保護者の労働環境に影響を与えるだ けでなく、潜在的な待機児童が発生する可能性もあります。共働き世帯が増加する中、 利用者増に当たって学童利用に制限を行うのであれば、居場所の選択肢を拡充し、担 保した上で行うべきではないでしょうか。

このような状況から、当町が子供たちの放課後の環境において真摯に取り組んできたのかをいま一度考えなければなりません。単純に制限を加えるのは短絡的な判断ですが、なぜそうなったか、そうせざるを得ない理由を全体に認識、確認をしていただきたいことを申し添え、以下の質問をいたします。

1点目、学童の利用について制限を加えた理由をお尋ねします。

2点目、制限を設けることで潜在的な待機児童が発生する可能性がありますが、ど の程度の人数が対象となり影響があると考えるかお聞きします。

3点目、東小学校の児童数増加と学童利用者数の見込みにもかかわらず、学童の制限を決めたことや、学童への移動道路が危険であるという理由で北学童の移設を優先したことは、東学童の課題を放置していると言えます。東小学校増築の際、東学童の課題について議論があったかをお尋ねします。

4点目、各学童における課題の認識と今後の対策、また課題解決の優先順位をどのように考えるかお聞かせください。

5点目、町内学童の在り方や子供たちの居場所について、複合的に事業を考える必

要があります。学童の量質の改善は学童以外の事業の拡充によって可能なため、国の 放課後子ども総合プランや町の子ども・子育て支援計画には放課後子ども教室事業の 記載がされていますが、現在は年に数回の実施状況で、居場所となるまでには至って いません。放課後子ども教室の現状と課題について教えてください。

最後に6点目……。

○議長(櫻井 明君) 後藤議員、少し止めてください。

傍聴人に申し上げます。

静粛にお願いいたします。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりま す。よろしくお願いいたします。

じゃあ続けてください。どうぞ。

- ○5番(後藤友紀君) 6点目、今後、人口減少と女性の社会進出が進む中で、放課後の子供の居場所づくりは最重要課題です。学童を一つの居場所として捉え、子供の居場所の選択肢を拡充する視点を持ち、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、町内の子供の居場所のビジョンを明確にし、岐南町子ども・子育て会議の方針を決める必要があると考えます。子ども・子育て支援法に沿って、委員、町民の意見を聞きながら、事務局として議論を促進することが求められますが、第3期の策定に向けての考えをお聞かせください。以上でございます。
- ○議長(櫻井 明君) 中村宏泰福祉部長。
- ○福祉部長(中村宏泰君) 後藤議員の1項目め、学童保育入室基準の制限から見る子供の居場所拡充の必要性に関する1番目のご質問、学童保育の利用に制限を加えた理由と、2番目の制限による潜在的待機児童の発生とその影響につきましては、関連がございますので一括してお答えいたします。

初めに、本町における学童保育事業における近年の状況についてご説明いたします。 平成27年度より、それまで小学4年生までとしていた利用要件を6年生までに拡大 し、令和元年度と令和4年度には、利用定員をそれぞれ増員しながら利用者のニーズ に応えてまいりました。

コロナ禍を経て、保護者の在宅勤務や失業の減少などで、学童保育の利用ニーズが増加してまいりました。西学童と北学童においては、コロナ禍前の例年どおりの希望者でありますが、東学童では、コロナ禍前の平成31年4月の86名に対し、令和5年4月では139名と1.6倍に増加し、定員150人に近い状況であります。今後も増加が続けば、保育室は混雑することが予想されます。

現在、待機児童はございませんが、これまで学童保育の利用を募集する際、入室審

査を経て定員を超えた場合は、保育の必要性が高い児童を優先する旨を明記し、入室 基準なども事前に周知するよう努めてまいりました。

今年度からは、保護者の就労状況はそれぞれ異なることを踏まえ、真に学童保育が必要な児童が優先的に利用できるよう、児童の下校の時間を考慮し、保護者の終業時間を15時30分までと16時30分以降の2段階とする要件を設けました。

令和6年度の募集結果が判明していないため、現時点で影響の有無は判断しかねるところではございますが、学童保育が必要な家庭の児童、特に利用希望が多い低学年におきましては、優先的に利用できるよう柔軟に対応する必要があると考えております。

次に3番目のご質問、東小学校増築の際、東学童における課題について議論はなされたかと、4番目の各学童における課題と今後の対策、課題解消の優先順位について、 関連して一括してお答えいたします。

まず、東学童に関しましては、東小学校の増築に関する設計当時、東学童の児童数は、平日利用の学童は年平均80名に満たず、東町民センター内で余裕を持って保育が可能であったため、空き教室の利活用などの議論はございませんでした。

本年度に入り、こども家庭庁より、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた学校施設の活用等に関する通知があり、学校施設を有効活用した学童保育を一層促進することが求められました。

そのため、教育委員会に対し、東小学校の将来の空き教室の利用の可能性について 協議したところ、児童の増加が今後も見込まれることから、学童保育としての活用は 難しいとの認識で一致しております。

しかしながら、東学童の利用者増加に対応するためには、利用者に対する募集要件の変更だけでは限界があることから、現在利用している東町民センターにおける使用方法の見直しや、他の公共施設の活用など、次年度以降も状況に応じて検討を進めてまいります。

なお、西学童と北学童に関しましては、定員を下回る状況のまま今後も推移してい くことが予想されますので、運営上、特に大きな問題が生じることはないものと考え ております。

北学童につきましては、北小学校から離れたすこやかセンターへの移動に伴う危険性が、以前から指摘されております。しかしながら、北小学校の敷地内に学童施設を設置する場合、設置面積が十分でなく、2階建てのプレハブとした場合でも、8,000万円を超える工事費が見込まれることから、財源確保も含め慎重に検討する必要がございます。

次に、6番目のご質問、第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画策定に向けての 考えはについてお答えいたします。

令和7年度からスタートする第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画を策定する に当たり、今月1日より、子育て世帯に対し、アンケートを実施しているところであ ります。

このアンケートは、教育・保育に関することや、学童保育など子育て施策に関する要望の把握や、重点的に取り組むべき課題の抽出など、5年ごと計画策定の際の基礎 資料となります。

計画策定に当たり、これまで岐南町子ども・子育て会議を2回開催したところでございますが、後藤議員をはじめとする委員の方々からも多くのご意見をいただきました。例えば、子ども居場所の確保の充実、学童保育と放課後子ども教室との連携強化、こども基本法で策定が義務づけられた市町村こども計画の今後の予定などであります。現在策定を進めている、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、国が指定する13事業のサービス供給量を定めるもの、一方、こども計画はこども基本法に基づき、子育て支援・家庭支援全般に関する総合計画であります。

したがいまして、今後5年間の子育てサービスに関するニーズを的確に把握するとともに、保護者の声を丁寧に分析し、第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画に反映させてまいります。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 野原弘康教育長。
- ○教育長(野原弘康君) 後藤議員の1項目め、5番目のご質問、放課後子ども教室の現状と拡充における課題についてお答えをいたします。

初めに、放課後子ども教室の現状からご説明をいたします。

放課後子ども教室Gさうすは、土曜日を中心に実施しておりますけれども、ここでは平日の放課後に開催したものについてお伝えをいたします。

今年度は、3つの小学校の三者懇談日の午後に合わせて、1日ずつ開催し、7月はALTのニコール先生、オーブリー先生に講師をお願いして英語教室を実施いたしました。このときは、東小学校で27名、西小学校で23名、北小学校で20名の児童が参加をいたしました。

また、12月と1月の同様な日時において、昨年度に引き続き、地域の方が講師を務める昔遊び体験を1日、そして公民館の社会教育主事が指導者となり、走る・跳ぶ・投げる能力を高める、ヘキサスロン運動遊びを1日と、計2日間の実施を計画しております。

なお、各小学校区の放課後児童クラブに通う児童も、放課後子ども教室に参加でき

るよう連携をしており、7月の教室では、参加者70名のうち、終了後に放課後児童クラブに向かった児童は23名でございました。これまで放課後子ども教室は、全ての児童を対象とした場としております。

続きまして、放課後子ども教室の拡充における課題についてお答えをいたします。 放課後子ども教室は、全ての児童の放課後の安心・安全な居場所になるとともに、 子供たちが異年齢の児童や地域住民との活動や体験を通して、自主性や協調性、創造 性を育む有意義な場であると認識をしております。

しかしながら、放課後子ども教室を実施するためには、開催場所の確保、活動プログラムの計画や講師の確保、児童の安心・安全を担保するための教室を運営する人員の確保、そして経費の確保が必要で、持続可能な活動として拡充するためには、それぞれの課題を一つ一つ解決していく必要があります。

例えば場所については、各学校の体育館などの活用が考えられますが、通常は高学年が授業を行っている時間と重なるため、教室開催時間と授業時間との調整が必要となってまいります。

講師については、昔遊びや読み聞かせの団体を中心に、地域の方に依頼し、協力をいただいている方を増やすよう働きかけているところでございますが、幅広い内容にしていくためには、講師の開拓が必要であると考えます。

経費については、現在は岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用 して講師謝礼等に充てておりますが、先々まで約束されているものではありませんの で、持続可能な事業とするためには、財源の確保は不可欠となります。

現在、放課後子ども教室は、公民館の社会教育主事が計画、運営をしておりますが、 今後、放課後子ども教室のさらなる拡充について検討する際には、担当する人員の拡 充とともに、公民館だけではなく、放課後児童クラブを担当する子ども安心課、小学 校、教育委員会、地域のボランティア団体等の連携が必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、地域住民の代表が学校運営に参画する学校運営協議会といったのがございますが、そうした場で、地域ぐるみで子供たちを育成していくことを話題に挙げ、検討していただいているところでございます。

そうした中で、東小学校では、子供たちに体験や遊びを通じて豊かな時間を提供したいという願いから、学校運営協議会のメンバーが中心となり、つなぐ教室実行委員会というボランティア組織を立ち上げ、自主運営による放課後子ども教室をスタートいただいております。下校が早い日の放課後を使い、これまで9月にはドッジボール、10月には防災スリッパづくり、11月にはハンドベルと月に1回ずつ実施いただいておりますが、参加人数はそれぞれ60人、40人、30人でございました。

つなぐ教室の運営に当たっては、保護者に参加条件を示し、了解の下、進めていた だいておりますが、抽せんが必要になるほど多くの申込みがあり、また活動後の感想 からも好評であったと伺っております。

今後も、このような地域の皆様方の力を生かした動きが出てくることを期待しつつ、 町担当課と連携を図りながら、体制を整備していきたいと考えております。以上でご ざいます。

- ○議長(櫻井 明君) 5番 後藤友紀議員。
- ○5番(後藤友紀君) 6点再質問をさせていただきます。

今ご答弁いただきましたように、西と北については利用定員に問題はないということで、ますます今回の利用制限の妥当性には疑問が残ります。

今回行った学童の利用制限により例年どおり利用することができなくなったわけですし、利用制限を行った後に問題がなければ、今までの定員数や入室基準の妥当性が問われるわけです。利用制限を行う場合には、保護者の就労や選択肢に必ず影響するものですので、いま一度きちんとした根拠をお示しください。

2点目、真に学童保育が必要な児童の保護者の要件は、3時半までの終業時間であるということになったことで、定員数に問題がなくても、4時間以上勤務されていても、3時半までに仕事を終える方は利用できなくなりました。学童保育が必要な家庭の児童、特に利用希望が多い低学年におきましては、優先的に利用できるよう柔軟に対応する必要があると考えているとの答弁ですが、要件のある中、柔軟な対応とは何ですか、お聞かせください。

3点目。ここで問題は新1年生の下校時間です。ゴールデンウイークまでは2時下校が続きます。保護者は対応に追われる方が多くおられると思います。この間、学童も利用できずに、鍵っ子になるか誰かに頼むか、仕事を調整することとなります。これは、まさに保護者の就労における1年の壁です。今後そのような方々のためにどのような対応を取られるのかお伺いいたします。

4点目。福祉部としては、学童の定員に問題が出てきたため利用制限を行いました。様々な角度から考えると、真に必要な家庭の児童以外はほかの事業で補完できるとも言えます。早い下校時間の子供たちは、放課後子ども教室で4時まで過ごし、その後も保育が必要であれば学童を利用する。これが国の言っている放課後子ども総合プランです。

短時間勤務の保護者の児童は、放課後子ども教室の実施や子供の居場所事業により 居場所の選択肢を増やすことで分散され、結果、学童の利用バランスを取ることは有 効であると考えます。もう学童が制限を加えるところまで来ています。早急に放課後 子ども教室や子供の居場所事業を拡充すべきときではないでしょうか、見解を伺いま す。

5点目。今年度、定員150名に近い状況とされる東学童ですが、実施場所は東町民センターです。この東町民センターの最大利用人数は270名、学童の定員は150名です。2階の集会室は常時学童が利用しており、学習等供用施設としての貸館業務は行えない状況ですし、町民センターの立場からすれば、ほかの部屋についても優先順位は学習等供用施設としての貸館業務となりますので、学童利用児童が移動を余儀なくされるのは本来避けられません。

側面から見た施設の有効利用は理解できますが、その域を超えた学習等供用施設に おける福祉事業の利用は目的外使用の条例違反であることに違いなく、利用に混乱を 招くことにほかなりませんし、その都度利用者にはご迷惑をおかけすることにもなり ます。

また、学童は町内に占有施設を持ちません。ほかにも子供専用施設もありません。 学童実施は学校も町民センターも難しい。これでは、子供たちの居場所の確保に対し て町が消極的だと感じざるを得ません。このまま、ぐずぐずのまま無理やり間借りで 学童を続けていくのか考える時期に来ています。混雑した環境で学童を実施している ことは、従前より保護者や学童支援員の方から耳にするところでしたし、実際、学童 に見学に伺い、部屋いっぱいの子供たちを見て利用環境における質的課題を感じてい ました。

この質的課題に対してどう解決していくおつもりでしょうか、お聞かせください。 このような状況から脱却する手段として、町民センターの利用目的を変更し、学童専 用施設もしくは児童福祉施設にする考えはあるか伺います。

最後に、現在は状況に応じて対応していくという段階ではなく、早急に検討しなく てはならない時期だと思います。

放課後の子供の居場所については、過去の議会質問でも何度も取り上げてきました。 昨年9月には、東、西の子供の居場所事業の実施に向け協議を進めると答弁いただい ておりますが、その協議はどのようになっているのかお伺いいたします。以上でござ います。

- ○議長(櫻井 明君) 中村宏泰福祉部長。
- ○福祉部長(中村宏泰君) 後藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、1番目の入室基準の設定についてでございますが、法令等に基づきまして学 童保育事業の適正運用、また将来にわたって待機児童ゼロを維持していくためには、 利用者の平等性や公平性を担保する基準設定は必要であります。 担当の子ども安心課では、東学童を含め、日々全ての利用実態を把握しておりますが、中には、下校後に子供が学童に入室した直後に保護者が迎えに来るケースも見られます。そのため、保護者の就労形態は様々であることから、近隣自治体を参考に、これまでの一律預かりではなく、就労時間の実態に即し、真に学童が必要な保護者が安心して利用いただけるよう見直したところでございます。

次に、2番目の低学年の児童への柔軟な対応及び3番目の小1の壁についてお答えいたします。

保育所等から小学校に進学した際に、子供の預け先がなくなる、いわゆる小1の壁に困ることのないよう、例えば、保護者の就労時間が利用基準には合わないものの、通勤時間が長い場合や変則勤務でお迎え時間が不安定な場合などは、中高学年より優先した受入れで対応してまいりたいと考えております。もちろん、低学年の兄弟姉妹を持つ中高学年の場合も、低学年の預かり同様、優先することとなります。

続きまして、4番目と6番目の居場所事業の拡充についてお答えいたします。

本年2月に、放課後の過ごし方に関する子供のニーズを把握するため、やすらぎ苑 に遊びに来る子供たちや、Gさうすなどに参加した子供たちに聞き取りを行いました。 また、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画のためのアンケートでも、子供が過 ごす居場所の充実に期待する声がございます。

そこで、町の重要施策である子育て支援の実現に向け、まずは現在、北校区のほほえみ会館で実施している子供の居場所事業を進化させるため、児童館機能を持つ施設として今議会に上程したところでございます。本案をモデル事業として検証しながら、東校区、西校区への展開の可能性も検討する予定としておりました。

東校区、西校区につきましては、各公共施設の利用目的との調整が必要であり、町 全体の公共施設の管理計画の中で議論すべき事案でございますので、引き続き、関係 課で議論してまいります。

最後に、5番目の東町民センターで学童保育を実施することで生じる質的課題についてお答えいたします。

岐南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例では、施設面積の要件 として、子供1人当たり1.65平方メートル以上と定められております。東学童が利用 する東町民センターの学習室、集会室の面積は合計272平方メートルであることから、 基準上、164名まで利用が可能であり、全国どの市町村同様、特に支障はございませ ん。

また、職員の配置基準に基づいた9名の指導員に加え、加配保育士として、さらに 2名配置し、保育の質の確保や子供の安全に最大限配慮し、法令や基準を遵守した運 営に努めているところでございます。

ご質問の東町民センターの利用目的の変更につきましては、町全体の公共施設の在り方に関わる事案であることや、定員の充足状況を鑑み、現行どおりの利用を予定しております。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 5番 後藤友紀議員。
- ○5番(後藤友紀君) 1項目における最後の質問です。

就労時間の実態に即し、真に学童が必要な保護者が安心して利用いただけるよう見直したということは、制限で利用不可となった家庭は、真に学童が必要な保護者ではないということでしょうか。

小1の壁についての答弁も、基準を定めた一方で、弾力的な対応と言いつつ、優先順位に透明性がなくなり、恣意的な運用の温床になるなど公平性に問題が生じる可能性があり、女性の社会進出や子育て支援とは逆行する取組で理解ができませんが、これが町長の方針ということで間違いないでしょうか。子ども・子育てを推進するこの時代に、今まで継続していた一律預かりをやめることになったのなら、ほかの事業で補完すべきというのが私の立場です。特に、東学童は東小学校の状況を見ても、明らかに早急に対応が必要です。

答弁上においても、昨年9月に東、西の子供の居場所について協議をするとされました。しかしながら、3月には、町長は施政方針において、子ども・子育て政策を最重要政策と位置づけ、ほほえみ会館を児童館にすると表明されたにもかかわらず、今定例会に一転、ほほえみ会館を児童館風に改修すると補正計上されました。この補正予算は、議会において、計画及び説明不足として修正削除されております。

東の学童がいっぱいで利用制限にまで至っている状況で、町内の公平性を鑑みれば、明らかに東の居場所事業の実施が最優先ではないでしょうか。ほほえみ会館の改修を優先されるのであれば、状況把握できているとは思えません。町内全域の課題を把握して、計画を立てるように議会が申し上げましたが、この課題についてどのように解決されるのか、小島町長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(櫻井 明君) 小島英雄町長。
- ○町長(小島英雄君) 後藤議員、また突然の質問でありますが、質問の内容をるる聞いておりました。本当に言われていることはもっともなところもたくさんありました。 それについては重々これから考えていかなければならないところであります。

第3期子ども・子育てについて、まだ報告は受けておりませんが、いまだ審議中ということでありますので、もちろん子ども・子育てというのは最重要課題、これは当然であります。だから、子供の居場所づくりも今ある施設で使いたいと、建てるのは

お金がかかりますので、今ある施設、使っていないものを有効利用するということで、 ほほえみ会館も子ども・子育ての居場所づくりということで提案して、担当課に早急 にやるようにと指示をいたしました。それが今議会において説明不足ということであ りましたが、私は子ども・子育ては最優先だと今でも思っております。

できれば、本当は今議会で通していただいて、来年の2月、3月には子供の居場所として、子供が本当に家に帰るまで楽しんでいただく場所をつくっていこうと思っておりました。これがもう頓挫しましたので、来年度以降、4月以降となったということでありますので、その辺のところは議会の皆さんもご承知だと思っております。それはしっかりとやっていきますので、ちょっと遅れますが、子供の居場所づくりはしっかりとやっていきます。

そして、東学童保育のことも本当に言われましたが、私も何度か伺っております。 その中で、子供がどういう状況かよく分かっております。まず、トイレも改修しなければならないということで、それはもうもちろん洋式ということでありますし、1年生から6年生までほとんど一緒くたの教室におるということで、それも高学年はようやく分けたということでありますが、とてもとても、西、北学童保育と比べると雲泥の差で、人が多いです、確かに。それを改修するために、本当に違う場所でやっていただきたいということで、できたら岐南町の学校の中でやっていただきたいんですが、やはり教育委員会とのいろいろ問題がありますので、それは難しいんです。

だから提案されるのはありがたいんですが、私たちも黙っているわけではないんです。常に見ております。見ずにああだこうだと言っているわけではありません。私ちゃんと足を運んで見ております中で、やはり学童保育は大切な子供の居場所。やはり、親が何を求めておるかというと、学校が済んだ後、うちで勉強するよりも、学童保育の中で、やっぱり宿題とかいろんな勉強をしてほしいというのが希望なんですね。現状はどうかというと、違うんですね。やっぱり勉強している子はおるけれども、ほとんどの子が自分の思い思いのことをやっている。それはそれでいいのかなと思っておりますが、できる限り勉強しながら遊んでいただきたいなと思っています。

先ほど、東町民センターを学童保育専門にしてはどうかという提案がありましたが、これは自衛隊の補助をもらっておりますので、ちょっと難しいんですね。一時的にはいいとしても、なぜかというと、災害等に全て町民が逃げ込むという場所になっているんですね。制限をするとちょっと難しいんです、補助の関係で。

本来ならば、常に玄関の戸を開けておくというのが決まりなんです。それがしていないということですが、本当ならば玄関の戸を常に開けておいて、いざ災害のときに逃げ込めるというような状況にしておいてほしいというのが、自衛隊からの補助をも

らった施設なんです。それをちょっと寒い暑いということで閉めておりますので、できる限り考えておりますので、そこはまた一時的に、例えば全施設じゃなくして、1か所は子供の学童保育の専用にしたいと。

人数も多いんですね、分けるようにちょっと工夫しますので、現状を見ていただくと本当に分かりますので、西と北とは違いますので、150人おる中でやっていけるわけがないんですね。全学年が同じところにおるということは、これは不可能なんですよ。僕はいつも危惧するのは、小さい子を大きな子供が踏まへんかしらと思って。本当に倒れたときに、足でも踏まないかとか、それはいつも心配しているんです。

そういうことも踏まえながら、これから教育委員会のほうとも、学校の施設を使わせてもらえないかと、これ以上多くなれば。空き教室、放課後になれば空くはずですので、高学年あるいは低学年どちらか、移動しなくてもいいような低学年が学校に残って、高学年は移動できるような場所に移ってもらおうかなと、そんなようなことを含めながら今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 5番 後藤友紀議員。
- ○5番(後藤友紀君) 2項目めの質問をさせていただきます。

教員不足の影響と対策についてです。

日本の教員不足は全国的な課題となっています。

岐阜県教育委員会によりますと、昨年、県内の合わせて30校の公立学校で教員が定数に満たず、小学校が13人、中学校が3人、高校が13人、特別支援学校が4人の計33人の欠員が生じていると示しました。今後も、国や県教育委員会の対応を期待すると同時に、町においては学習支援員やアシスタントティーチャーを各学校に配置し対応を行っていますが、教員は子供たちの学びや成長を支える重要な存在であり、教員の質や量が学校の教育の質に直結すると考えます。

そこで、町内の学校の教員不足の影響と対策について、以下の点についてお尋ねを いたします。

1点目、現在の町内学校の教員不足の影響はどのようなものでしょうか。

教員不足によって、教員の負担やストレスが増加し、教育活動や学校運営に支障が出ていないでしょうか。また、教員不足によって、子供たちの学習や生活に不利益が生じていないでしょうか。教員不足の実態とその影響について、具体的なデータや事例を基にお答えください。

2点目、町内学校の教職員の年代別割合はどのようになっていますか。

町内の学校全体を見渡してみると、若い先生が大変多い印象を受けます。世代の バランスは組織内では重要だと思いますが、実態はどのようになっていますか。町 内学校の教職員の年代別割合を小学校、中学校ごとにお示しください。

3点目、バランスの取れた組織となるために、教職員の人材配置については、どのような考え方や方針で行っていますか。

教職員の配置は県の権限ではありますが、町内においても配置された教職員の中で、できるだけバランスを取りながら、各学校で1つのチームとして機能するように配慮していますか。教職員の人材配置に関する町の取組や意見についてお聞かせください。

4点目、町内学校における組織マネジメントの在り方はどのようになっていますか。

教職員のチームワークやコミュニケーション、リーダーシップや指導力など組織 としての機能や能力を高めるためには、どのような工夫や努力が必要とお考えでし ょうか。町内学校における組織マネジメントの現状と課題についてお答えください。 最後に5点目、町内学校における人材育成はどのように行われていますか。

教職員のスキルや知識、倫理観や情操など、教員としての資質や能力を向上させ るためには、どのような教育や研修が必要でしょうか。町内学校における人材育成 の内容と効果についてお答えください。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 野原弘康教育長。
- ○教育長(野原弘康君) 後藤議員から5点の質問をお受けしました。

まず1つ目のご質問、現在の町内学校における教員不足の影響はについてお答えを いたします。

令和5年度当初の状況といたしまして、岐南町立小・中学校での教職員定数に対する欠員はございませんでした。また、加配教員として、岐南中学校に教頭1名、西小学校に主幹教諭1名、北小学校に初任者指導拠点校の常勤教員1名、ほかに5名の非常勤講師が県より配置をされておりますけれども、その中の2名については未配置がございました。

そして、町からは、アシスタントティーチャー4名、学習支援スタッフ9名、教員支援スタッフ15名の配置をいただいて、これまで学校運営を進めてまいりました。しかし、12月現在までに体調不良等の理由で退職者が2名、そして病気休業者が1名、育児休業者2名の不足が生じております。そのうちの育児休業1名分については補充は行いましたけれども、ほかについては、校内の他の職員で業務を分担して今教育活動を進めておるところでございます。

人員に余裕がないことから、病気等で休んだ教員が出ると補欠というものを組みま す。そのことにもやはり困難さが生じます。そのため、教職員は夏休み等の長期休暇 以外に休暇を取りにくい状況があり、またそうした業務の圧迫が、心のゆとりを失う ことにならないか、そうしたことを危惧しております。

教育委員会といたしましては、三月にわたり町の広報紙で教職員を募集するとともに、各学校から保護者宛てに教職員募集のメールやパンフレットを配信しております。さらに関係各所へ教職員募集の依頼と情報提供をお願いしているところでございます。このように、人材の発掘、確保にも精いっぱい努めておりますが、教員不足や特に産休や病休による年度途中の欠員を補充する講師不足は全国的な問題となっており、岐南町や羽島郡だけで解決できない状況でございます。

こうした状況を少しでも緩和する方法として、学校や教員が業務に軽重をつけることや精選を図るなど整理し、そのことを保護者や地域の皆様の理解を得ながら教育を 進めていくことが必要であると考えております。

続いて、2番目のご質問、町内学校の教職員の年代別割合はと、3番目のバランスの取れた組織になる人材配置については併せてお答えをいたします。

初めに、本町の小学校の年代別割合についてですが、20代が19.4%、30代30.1%、40代12.9%、50代29.0%、60代以上が8.6%でございます。

また、本町の中学校の年代別割合は、20代が30.0%、30代が32.5%、40代が12.5%、50代が20.0%、60代以上が5.0%という状況になっております。

ちなみに、小学校の教員の両免取得、小学校、中学校の免許を持っているという方でございますが、数字は87.1%ということになります。中学校の教員の両免取得率は65.6%といった実態でございます。

人材の配置につきましては、学校ごとに抱える課題はやはり異なっております。そして、また学校ごとの特色も違います。目指す学校像と課題のずれをいかに小さくするか、そして学校の教育目標が具現できることがバランスの取れた組織であると、そうした考えの下、適材適所の配置に心がけております。

特に、中学校においては教科担任制であり、県に対して適切な教科指導ができる人 材配置を依頼しております。また、小学校も高学年で教科担任制が順次進められるよ う依頼をしているところでございます。

特に、町費で単独授業ができるアシスタントティーチャーの採用につきましては、より教科の専門性の高い授業の担保につながっていると考えております。このアシスタントティーチャーは、この岐阜教育事務所管内で岐阜市、山県市、そして羽島郡2町のみでございます。そうした意味から、本町の教育に対してのご理解の深さにこの場で感謝を申し上げたいと思います。

続いて4番目のご質問、町内の学校における組織マネジメントの在り方はについて

お答えをいたします。

小学校と中学校と若干違いがございます。

小学校では、ミドルリーダー層を学校運営の中核に据え、職員集団の指導を行い、 指導力の向上と教育活動の活性化を図っております。今年度から任用が始まりました 研修主事を中心として、ニーズに応じた校内研修を計画的に位置づけ、学級担任の力 量アップや、あるいは授業力向上のために主体的な研修を進めております。

中学校では、学年組織を中心に機能させ、学校全体をマネジメントすることが重要 であると考えております。そのため、学年主任会を学校運営の核と位置づけ、各学年 の経営や課題、指導等について交流し、管理職の指導、助言を通して学校組織マネジ メントを構築しています。

小・中学校いずれも、生徒指導事案や不登校などの課題を組織的に対応するために、 事案発見から管理職への報告、対応方針の検討、対応まで迅速にできる体制を整えて おり、事案を担任が1人で抱え込んだり、あるいは適切な指導ができなかったりする 事態を生まないようマネジメントを図っているところでございます。

5番目のご質問、町内学校における人材育成はどのように行われているかについて お答えをいたします。

各学校では、教職員がチームとして機能するよう、学年配当や教科配当では、特にベテランと若手の組合せでOJTの研修ができるよう配慮しております。

また、若手教員に対するメンター会議や若手教員同士の研修、ベテランによる若手研修等を位置づけ、それぞれ児童・生徒理解や、現在抱えているそれぞれの悩みの交流・相談、あるいは授業や学級経営に関する指導方法の工夫などの観点から資質・能力の向上を図っております。

さらに、学級担任としての力量や授業力を高めるための校内授業研究会を年間3回程度どの学校も行っておりますし、ほかにも人権研修やICT、教育相談の研修等を行っております。

羽島郡内では、年間2回の郡内教職員による教科別研修会に加えて、夏期研修会、 つい最近もございましたけれども研究指定校の公表会、あるいは教育委員会学校訪問、 これは全ての学校で行っておりますが、そうした指導・助言を行っております。

また、毎年各校2名の若手教員が県外の先進校を視察研修できる機会を設け実施を しております。この研修につきましては、羽島郡独自の取組でございます。

さらに、将来の学校を担うべき若手教員を県内の研修校に派遣し、数年後には学んだことや身につけたことを持ち帰り、郡内の学校に広める派遣研修も実施をしています。現在は、30代8名の教職員を派遣しております。

これまで述べたことは、本年度の全国学力学習状況調査の学校質問紙において、「授業研究や事例研修等、実践的な研修を行っていますか」との問いに、町内の全ての学校が最もよい評価をしており、手応えを感じていることが伺えます。

このように、羽島郡二町教育委員会での仕組みを構築しつつ、長期的な視野で人材 育成を進めているところでございます。以上でございます。

○議長(櫻井 明君) ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。 午前10時53分 休憩

午前11時04分 再開

- ○議長(櫻井 明君) 休憩を終わり、会議を再開いたします。 1番 長谷川 淳議員。
- ○1番(長谷川 淳君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして分割 質問方式で大きく3項目を質問させていただきます。

1つ目、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)を活性化させるには。

2008年5月にふるさと納税がスタートしました。今年10月からルールが少し変わったのは皆様ご存じでしょうか。

ふるさと納税では、返礼品は寄附額の3割以下に加えて、返礼品プラス経費の総額は寄附額の5割以下に収めるとのルールも定められています。現状、そこに隠れ経費を合わせた場合、5割を超えるケースが全国の自治体で多数発生しています。朝日新聞によると、2021年度のふるさと納税額上位20の自治体において、隠れ経費を含めると基準の5割を超えていた自治体は13に上っていたと言われています。

こうした状況に対し、国はふるさと納税制度のルール改正を決定。これまで隠れ経費とされていたワンストップ特例制度の事務費用や寄附金受領証の発行とその発送費用なども合わせて5割以下に収めるようにと変更されました。

これまで隠れ経費とされていた費用を正式な経費として認め、その上で返礼品プラス経費、寄附額の5割以下にするとの新ルールが施行されると困るのは、隠れ経費を含めると実は5割以上になってしまっていた自治体です。新ルールを厳守するには、経費削減、あるいは返礼品に回す金額の減少といった対策が必要になってきます。自治体が努力して経費削減できればいいのですが、それにも限界があります。そうなると生じるのが、返礼品に回す金額の減少です。そのため、全国の自治体の中には、2023年10月以降、この見直しによって返礼品の量が減ったり質が下がったりすることが考えられます。

また、今回のルール変更では、精米と熟成肉を対象とした地場産品基準の改正も行

われています。これまでは、自治体が返礼品を指定するに当たって、同じ都道府県内で熟成、精米されたものであれば、生産地(原材料)自体はほかの都道府県や海外でもよいとされていました。しかし、10月以降は原材料がその都道府県内で生産されたものだけが返礼品として認められるようになります。この点も、自治体によってはこれまで返礼品として贈ることができていたものが新ルールにより贈れなくなるといったことが生じる可能性もあります。

これらを受けて、私、ふるさと納税にプラスして何か自治体の収入を増やす施策はないかなと調べていたところ、企業版ふるさと納税というものを見つけました。

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に最大で寄附額の9割が軽減される仕組みです。企業のメリットとしましては、節税効果にプラスして、1つ、社会貢献、また企業のPR効果、2つ目、地方公共団体との新たなパートナーシップの構築、3つ目、地域資源などを生かした新事業展開などが挙げられます。こちらの税額控除は令和6年で今のところ終わってしまうというふうになっていますが、延長等、今後のさらなる展開に期待したいところであります。

さて、そこで質問に移らせていただきますが、岐南町において直近3年間の企業版 ふるさと納税の実績を教えてください。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 長谷川議員の1項目め、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)を活性化させるにはのご質問、直近3年間の企業版ふるさと納税の実績はについてお答えいたします。

ご質問の地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除をする仕組みで、平成28年度に創設されました。令和2年度の税制改正では、地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げ、国の認定手続の簡素化等により制度が拡充されております。

寄附を行うことの代償として、経済的な見返りを受けることが禁止されていること や本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となるなど、寄附に当たっては幾つ か条件がございますが、寄附額の最大約9割に相当する税額が軽減されること、社会 貢献活動に取り組む企業としてのPR効果が期待できることなど、地方公共団体、企 業、双方にとって非常に魅力的な制度となっております。

本町では、令和2年3月に策定した岐南町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

に基づいて地域再生計画を策定し、同年11月に当該計画が内閣府から認定されたことから、寄附を受け付ける受け皿を有しております。しかしながら、現在に至るまで企業による寄附の実績はございません。

今後は、この制度の周知について、役場内で横断的に取り組み、寄附を募る事業に 係る情報が企業にしっかり届くよう、ホームページをはじめ、広報活動を行ってまい りたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 1番 長谷川 淳議員。
- ○1番(長谷川 淳君) 1点だけ再質問させてください。

この企業版ふるさと納税には、先ほど言った寄附をして 9 割軽減されるということ 以外、人材派遣型という制度もありますが、こちらを活用していく意向はあるのかど うか、答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 長谷川議員の再質問、人材派遣型という制度もあるが、 活用する意向はについてお答えいたします。

企業版ふるさと納税には、人材派遣型として、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体に派遣することを通じて地方創生の一層の充実と強化を図ることを目的とした制度がございます。この制度は、地方公共団体が掲げた地域創生に係るプロジェクトに対し、当該企業からプロジェクトの実施を支援する意向があった際に、当該企業から人材が派遣され、その人件費を含んだ寄附金がふるさと納税とみなされ、9割が税額控除の対象となる制度でございます。

この場合、地方公共団体側のメリットとしては、専門的知識・ノウハウを有する人材がプロジェクトに従事することで地方創生の取組を一層充実・強化されること、また実質的に人件費を負担することなく人材を受け入れることが可能であることが挙げられます。

一方、企業側のメリットとしては、派遣した人材の人件費相当額が事業費への寄附となり、当該経費の最大9割に相当する税の軽減を受けることができること、企業のノウハウの活用により地域貢献が可能であること、企業の人材育成の機会として活用できることが挙げられます。

岐阜県での人材派遣型の企業版ふるさと納税の事例といたしましては、令和5年4月1日から7年3月31日の2年間、清流の国づくり政策課地方創生係に地方創生に関する業務全般の担当者として第一生命保険株式会社のエリアスーパーバイザーの社員が派遣されております。

人材派遣型の企業版ふるさと納税においては、町が推進する事業と企業の人材との

マッチング、またその受入れ態勢が重要でございます。民間企業のノウハウは魅力で はありますが、先ほどお答えいたしましたように、まずは企業から寄附金を募る事業 に係る情報が企業に届くよう広報活動を行ってまいりたいと考えております。以上で ございます。

- ○議長(櫻井 明君) 1番 長谷川 淳議員。
- ○1番(長谷川 淳君) それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。 2つ目、EBPMの推進を。

EBPM、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング、エビデンスに基づく政策立案とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、町民の行政への信頼確保に資するものであると考えます。

昨今、ニュースや様々な勉強会でよく耳にするこのEBPMという考え方ですが、 ここ岐南町においてはあまり聞いたことがありません。内閣府や自民党内でも積極的 に取り入れる動きがある中、地方自治体でも徳島県、福島県、滋賀県、岐阜市、神戸 市などが積極的に取り組んでいます。

しかしながら、政治的決定においては、異なる社会的利益を志向した政治的主張に 関連した証拠集が複数個存在していると予想されます。したがって、政策立案者に対 して証拠に基づく選択肢がただ一つ存在し得るという考えが全てに妥当するものでは ないということも重々承知しています。

では、なぜ今このような質問をするのかといいますと、今年11月22日の全員協議会において、子どもの居場所づくり事業に関してほほえみ会館を児童館風に改築するための補正予算が計上されました。1,000万円近くにも上る金額であり、また新規事業とも言える内容でありながら、説明資料がありませんでした。これを民間で置き換えますと、営業先で先方に対して何も資料を用意しない、社内プレゼンで何も資料を用意しないということになります。こんなことは普通あり得ません。

岐南町だけではなく、議会と行政においては度々こんなことが起こっています。質問が来たら回答すればいい、質問もなく可決するだろうという行政側の考えから起こる問題だと私は思っています。

私は、これまで幾度となく様々な場所で資料をつけてくださいと言ってきました。 事業を行うに至った背景、目的、効果を記し、事業全体のフローが分かる資料がなければ判断ができないからです。今まで岐南町議会において行政からどれだけ資料が出てきたか私は知りませんが、今後も新規事業や多額の予算を計上する事業、事前に賛 否が分かれると予想される事業に関しては、資料をつけて丁寧な説明を求めます。

無投票で当選させていただいた身分ではありますが、私の後ろには少なからず応援してくださる町民の方がいます。そして、その方々への説明責任がありますので、よろしくお願いいたします。

そこで、2点質問をさせていただきます。

1つ目、EBPMについてどう考えているか。

2つ目、全員協議会において予算の詳細が分かる資料をつけるときとつけないとき があるのはなぜか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 長谷川議員の2項目め、EBPMの推進をについての 1番目のご質問、EBPMについてどう考えているかについてお答えいたします。

ご質問のEBPMは、先ほどお話があったように、英語のエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングの頭文字を取った言葉で、根拠に基づく政策立案を意味しております。最近、この言葉を耳にすることが多くなりましたが、それは政策立案に際して、思い込みを生む過去の経験や限られた有識者の意見に頼り切るのではなく、統計などの客観的なデータを用いることが以前にも増して求められているからだと思っております。

急速に進むデジタル社会では、大量のデータを収集・保存し、さらに短い時間で処理・分析することが可能となりました。このことがEBPMの推進の原動力となり、 国はもとより全国の自治体でその取組が進められております。

本町においては、総合計画をはじめ、各種計画を様々な調査を実施し、その結果を 分析・評価した上で策定してまいりました。また、KPIによる目標指標、人的・物 的な資源の投入と成果を測定する行政評価など、より客観性の高い手法で効果の検証 も行ってまいりました。

また、このような中、本町の新たな取組の一例として、40歳から始まる特定健診の 未受診者の傾向をAI (人工知能)を用いて分析し、その特性に応じたアプローチで より効果的な受診勧奨を行っております。

今後、本町における課題解決の方策の一つとしてEBPMによる政策形成を推進していくには、ICT(情報技術)を活用し、大量のデータから必要なデータを効率的に収集・整理する技術や労力が今以上に必要となります。また、デジタルデータの分析やその効果検証、役場組織内における政策を組み上げていく仕組み、その評価基準など、多く課題がございます。

EBPMを実施している近隣自治体は少なく、その成果が現れる時期にはまだ至っておりません。そうした中、まずはEBPMを実践している先進地事例の研究やEBPMに関する研修への参加などを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 小関久志総務部長。
- ○総務部長(小関久志君) 長谷川議員の2項目め、EBPMの推進をの2番目のご質問、全員協議会において予算の詳細が分かる資料をつけるときとつけないときがあるのはなぜかについてお答えを申し上げます。

当初予算につきましては、予算概要説明書及び新規事業等計画書を添付した上で予算特別委員会の中で各事業の詳細を説明いたしております。特に新規事業につきましては、現状の課題、事業の目的、事業計画期間、事業内容、事業実施で得られる効果をご説明させていただいております。

一方、補正予算につきましては、全員協議会の場で各事業概要を予算書に沿って説明する中で、担当課が必要に応じて詳細資料を添付いたしております。

今後、補正予算における個別の詳細な予算資料の提出につきましては、経常経費に つきましては、従前どおり予算書に基づき、金額及びその財源を口頭で説明させてい ただきます。また、住民サービスに直接関わる新規事業などにつきましては、予算査 定時において詳細資料提出も併せて協議し、全員協議会の場でご説明させていただき たいと存じます。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 1番 長谷川 淳議員。
- ○1番(長谷川 淳君) 今、総務部長からご答弁ありましたが、やはり我々よりも執行部の方は行政のプロでありますので、ちょっとこれはもめそうだなというのはやはり事前に分かると思いますので、そういうときこそ資料をつけていただくとこちらとしても建設的な議論ができますので、その点は改善してくださるというご答弁だったので、ぜひぜひよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の最後の質問に移らせていただきます。

不信任決議案否決に伴う小島町長の発言について。

6月議会において、小島町長の辞職勧告決議案が7名の賛成、この場合議長は除くで可決されました。メディアの取材に対して、第三者委員会の結果をもって判断すると述べられました。当初、議長と副議長がすぐ訪問して、どうされるかという進退をお聞きしに行ったところ、拒否をされて、議会への説明もありませんでした。そして、9月議会において、不信任決議案が賛成7名、これは議長を含んでいます、反対3名、可決には8名要りますので否決をされました。その後のメディアへの取材で、結果は

議会の総意として受け止めると発言されました。

そこで、ご質問させていただきます。

不信任決議案が否決されたら、結果は議会の総意として受け止めるとご発言されま したが、辞職勧告決議案も議会の総意で可決されたんですが、なぜ受け止めないのか、 これについてご答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長(櫻井 明君) 小島英雄町長。
- ○町長(小島英雄君) 長谷川議員の質問にお答えいたします。

6月の定例会において辞職勧告決議案が出されましたが、議会で可決されました。 それは十分承知しております。これは自治法上、問題は何らないと思っておりますの で、しかし結果は厳粛に受け止めております。以上です。

○議長(櫻井 明君) ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時24分 休憩

午後 0時59分 再開

- ○議長(櫻井 明君) 休憩を終わり、会議を再開いたします。
 - 4番 三宅祐司議員。
- ○4番(三宅祐司君) 4番議員の三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

1項目2点でございますが、あえて分割質問方式とさせていただきます。

大項目の公共交通の未来に賭けてより、1つ目は岐南町コミュニティバスアンケー ト調査内容について伺います。

非常にボリュームがあるために、お話が早い、早く話させていただくかもしれませんが、聞き取りにくい点があればご容赦ください。

それでは1つ目、岐南町の公共交通についての一般質問は今回で5回目となります。 くどいようですが、なぜここまで質問をするかと、公共交通が町政の大動脈だと思っ ているからです。その点については町長も同意いただけると思いますが、いかがでご ざいますかね。

住民の期待や公共交通の方向性が多様であることが示唆されています。約3年前のデマンドタクシー、コミタクの改善案もむなしく、極めて困難が予想された巡回バスを優先され、運行が始まって1年がたちましたが、なかなか思うようにいきません。しかし、始まった以上、改善するために最善を尽くさねばなりません。

今年の3月議会、6月議会に改善策として問うた唯一のお答えが、5年度中にアン

ケート調査を行うということでした。そこで、先般10月に結果と対策を伺いに総合政策課を訪れますと、来年1月の会議まで公表できないとのこと。残念でしたが、気を取り直し、改善案として取り組まれたアンケートが重要な方針転換のヒントになることを期待して内容をチェックしてみました。

アンケートは、利用者向けと高齢者向けの2通りありました。利用者向けの内容を見ると、1つ目、性別・年齢、2.お住まい、3.利用目的、4.往復利用か、5.利用頻度、6.バス利用で外出機会は増えたか、7.満足度5項目5段階評価でございました。これは1年間に乗車した8,368人、岐南町人口の32%に当たる一部の人に宛てたアンケートのようで、次に高齢者向けでは、利用者向けの内容にプラスということですが、8つ目、外出の主な理由、9つ、外出時の主な移動手段、10.運転免許証の有無等、そして11.コミバスを知っていますか、12.乗り方教室があれば参加するか、13.コミュニティバスを利用していない理由は何ですかの8から13が加わった内容でしたが、最後の質問にあった13番目、コミュニティバスを利用していない理由は何ですかの8から13が加わった内容でしたが、最後の質問にあった13番目、コミュニティバスを利用していない理由は何ですかというのにはちょっと驚かされました。

例えば高齢者で足の悪いという方の場合、家の前から目的地までほとんど歩かなく て済む自家用車が便利な乗り物だから不便なバスには乗らないというようなことが想 像できる理由の一つですが、一方では、運転に自信がなくなり、家族からは免許証の 返納を迫られ、事故の心配をしながらも手放し切れないという切実な悩みを抱えてい るのも事実でございます。だからこそ、利用をしていない理由は何ですかという質問 を、どうしたら乗りたくなりますかというような寄り添う言葉や、ヒントがもらえる ような質問が大切だと感じました。

また、再三申し上げている14年前のにじバス廃止理由、これが年間1,600万円の運行経費に見合わない利用実態が続いたことのほかに重大な理由はございませんと、そして廃止になりながら再開した今回のコミバス、年間3,500万円はどうかと尋ねると、今度は福祉目的(病院やお買物)であるからと問題をはねのける方針を打ち出されました。

そこで、主なスーパーマーケットの停留所を見てみると、トライアルというのが敷地内にございますね、停留所が。そしてマックスバリュ、数十メートル離れたところで近いところにあります。あと、バロー岐南店、これは150メートル、あるいは道路を渡った向こう側という。カネスエ200メートル、スーパー三心300メートルと、買物をした後に高齢者が大荷物を持って歩ける距離ではないこと、また医療機関においては、36件ほどある中で、歯医者さんが3件、内科5件、整形2件、ほか3件の医療機関前に13停留所を設けてありますが、停留所のないほか23件を含めてどこの医療機関

に行きたいかといった調査なんかもどうでしょうか。どうしたら乗りたくなるかとい う改善策になるのではないかと思いました。

そして、お隣の各務原市が令和5年7月に行った公共交通に関する市民アンケートの15歳以上の方3,000人、こちらは無作為抽出調査方法というので参考になりました。重要なことは、バスを必要とする賛成者もいるでしょうが、必要でないという反対者や、賛成・反対の立場ではないができるだけ正確な情報を得て自分なりに考えたい人もたくさんいると思います。こうした表に出てこない意見こそが重要で、住民が必要な公共交通とは何かを知るための材料、もっと言えば、無作為抽出された住民による自分ごと会議というところまで発展すれば、本当に必要な公共交通にたどり着けるかも分かりません。

以上、今回のアンケート結果や対策は見えませんが、来年1月の交通会議を前に質問をいたします。

今回、アンケート回答は十分な内容であったか。

それから、アンケート方法や対象者の選定についての考慮、十分であったか、2通りあります利用者向け、高齢者向けということでよかったのか、無作為抽出は考えていなかったのか、回答数を想定した数を出したか。

そして、スーパーマーケットの入り口に最も近い停留所を設けることができなかった理由はどうか。

停留所設置料金、これは収入が入るということの設置ですね、があるからではなく、 住民が必要、希望とする医療機関の停留所選定について、今後の見直し予定。

最後に、今回のアンケートから得られたこと、改善のヒントになったこと、1月の 会議、対策につながると思われたことを聞かせてください。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 三宅議員の1項目め、岐南町コミュニティバスアンケートの調査の内容を問うの1番目のご質問、アンケート回答は十分な内容であったかについてお答えいたします。

ご質問の岐南町コミュニティバスアンケートの調査の内容、また結果、評価については、この調査の結果の公表や分析・評価を議題とする岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の会議の開催前でありますことから、そのあらましについてお答えいたします。

まずこのアンケートは、恣意的に行ったものではなく、令和4年6月に策定した岐 南町地域公共交通計画に基づき、本年度初めて実施したものであることをご理解願い ます。 本町の地域公共交通計画の中では、目標達成のために行うこととして11の事業を挙げております。利用者アンケートの実施はその一つであります。公共交通への愛着の醸成、地域との連携を進めるため、利用者を対象としたアンケートを定期的に実施し、利用者の意見を事業に取り入れることで、公共交通のさらなる改善を図ります。

それでは、調査の概要をご説明申し上げます。

アンケートの種類は、利用者向けと高齢者向けの2つでございます。

アンケートの目的は、利用者向けについては、コミュニティバスの利用実態や利用満足度を把握するためであり、高齢者向けについては、高齢者の生活の実態やコミュニティバスの利用状況、満足度を把握するためであります。

調査の方法は、利用者向けはコミュニティバスの車内で町職員が対面で行い、高齢者向けでは、老人クラブの役員の皆様がアンケート用紙を配付し、配付を受けた方は 回答用紙を役場に個々に郵送します。共に記名の必要はございません。

調査の対象者は、利用者向けはコミュニティバス乗車中の方、高齢者向けは町内に在住する60歳以上の方であります。

調査日は、利用者向けは令和5年7月13日、15日、21日、9月7日、16日、21日で、そのうち2日は土曜日で、また雨天を選んで実施した日が2日ありました。8月に実施しなかったのは、学生の夏休み期間を避けたためでございます。高齢者向けは、令和5年7月10日に用紙を配付し、提出期限を8月1日といたしました。

最後に、回答の状況については、利用者向けでは、左回り便で31人、右回り便で51人の計82人の利用者から回答を得ました。高齢者向けでは、110人に用紙を配付し、97人の方から回答がありましたので、およそ88%の回答率となりました。

このアンケートが十分なものであったかどうかにつきましては、計画であらかじめ 定めた調査対象者を拡大してコミュニティバスを利用していない高齢者の方まで広げ て実施したこと、またその回答率の高さも併せて考えますと、初回のアンケートとし てはその目的を十分に果たしていると考えております。

今後実施するアンケートでは、地域公共交通を取り巻く環境の目まぐるしい変化、 動向を見極めるために、質問内容は基本的には変更いたしませんが、本町においても 顕著に進展する高齢化を考慮し、必要に応じて質問の追加などを検討いたします。

次に、2番目のご質問、アンケートの対象者は利用者向け、高齢者向けでよかったか、無作為抽出は考えなかったか、想定した回答数はあったかについてお答えいたします。

本町のコミュニティバス運行事業が、高齢者の運転免許返納も進む中、地域の移動 手段の確保・充実を目指すものであることから、調査の対象を利用者だけでなく一般 の高齢者まで広げたことは、ニーズの調査を幅広く行えたと評価しております。

無作為で抽出した者を対象に行うアンケートについては、来年度、その実施を計画 しております。しかしながら、本年度行った高齢者向けの調査の方法、すなわち回答 する者の選定を老人クラブにお願いしたこと、またそのうちコミュニティバスを利用 していないと答えた高齢者がおよそ90%であったことからも、結果として無作為抽出 に近いサンプルになったのではないかと思っております。

最後に、アンケートの回答数については、老人クラブの皆様のご協力もあり、予想を上回るご回答をいただくことができました。この場を借りて、老人クラブの皆様に厚くお礼申し上げます。

次に、3番目のご質問、スーパーマーケットの入り口に最も近い停留所を設けることができなかったか、理由についてお答えいたします。

公共交通であるコミュニティバスの停留所の設置については、法令や基準で定めるルールに加え、事業の実施主体の町、道路の占用や使用を許可する道路管理者、コミュニティバスを実際に運行するバス事業者、さらに交通管理者である警察など、関係者らによる話合いが必要となっております。もちろん沿道地権者の了承を得ることが大前提でございます。停留所を敷地内に取り込むことについては、土地の所有者の了承を得た上で、店舗を構える事業者、バス事業者などとの話合いを行い、慎重に検討しております。今ある全ての停留所の位置は、このような手続を踏んで決められたものであることをご理解願います。

本年度は、1件、停留所の移動の申出がありました。設置と同様の手続を行い、同 敷地内で移動をいたしました。今後、停留所移動の申出があれば、コミュニティバス 利用者の安全を第一に考え、その可否について関係者でしっかり検討してまいります。

次に、4番目のご質問、停留所設置料があるからではなく、住民が必要とする医療機関の停留所の選定について、今後の見直し予定についてお答えいたします。

現在運行しているコミュニティバスのルートは、新しい町内巡回バス事業にご賛同いただいたスーパーや医療機関の事業者の皆様、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の委員でもある自治会の役員、老人クラブの役員の皆様のご意見を伺い、決められたものでございます。

また、1つの停留所を変えるだけでも路線全体に影響することとなり、事業開始から日もまだ浅く、徐々にではありますが利用者は増えている状況にありますので、今のところ、医療機関に限らず、停留所の選定については見直しを行う予定はございません。

次に、5番目のご質問、今回のアンケートから何が分かったかについてお答えいた

します。

このアンケートの取りまとめ結果については、町長が会長を務める岐南町公共交通 会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の会議での公表前であることから、担当 課の所感の一部を申し上げます。

事業の評価指標である公共交通の利用者満足度は、アンケート実施の初回であるため比較する対象はありませんが、コミュニティバスの総合的な満足度については、よい、ややよい、普通と答えた利用者の割合はおよそ82%に上り、利用者はコミュニティバスの現運行に満足しているといってよいと思います。

利用目的では、通勤・通学が全体のおよそ49%と際立って多く、路線定期運行のニーズを反映した結果となりました。

最後に、6番目のご質問、改善のヒントになったこと、1月の会議の対策につながると思われたことを聞かせてくださいについてお答えいたします。

5番目のご質問でお答えしましたとおり、担当課としては、停留所の設置場所からして買物や通院を目的とした利用が多いのではないかと予想しておりましたが、実態はそれと異なり、通勤・通学で利用している方が最も多い結果となりました。このことからも、本町の地域公共交通のニーズとしては、決まった時間に決まったルートを走る路線定期運行のバスが求められていることが分かり、そしてそこに改善のポイントがあるものと思われます。具体的には、岐南町地域公共交通計画の中で目標達成のため行う事業として挙げたコミュニティバス定期券導入の実施に向けて、バス事業者と共に取り組んでまいります。

このように、アンケートの結果を受けた新たな取組については、令和6年1月に開催を予定している岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の会議において議論されるものと思います。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 4番 三宅祐司議員。
- ○4番(三宅祐司君) それでは、アンケートについての再質問をさせていただきます。 3番目、4番目のご答弁について、これは3つ目がスーパーマーケットの入り口に 最も近い停留所を設けることができなかった理由と4つ目の停留所設置料金、収入の 入るものですね、これがあるからではなく、住民が必要とする医療機関の停留所選定 について、今後の見通しということにつきましては、共通した内容として再質問をい たします。

停留所の設置を賛同していただいたご協力事業者様と自治会役員様及び老人クラブ 役員様の意見を反映し決められたことや1つの停留所を変えるだけでも大きな影響が あるということは理解します。しかし、改善策として私たちが期待することは、乗車 を増やす目的を持ったアンケートであるべきと考えたとき、質問の1つ目になりますが、どこの施設に行きたいのかが重要であり、希望の停留所があるならバスに乗りたい、加えて玄関前など具体的な希望が伝わる要望項目というのがあるか、こうしたアンケート内容であったのかということを1つ目の質問。

そして、停留所を敷地内に取り込むことは、土地の所有者、店舗を構える事業者、バス事業者及び警察の手続を踏んで決められたものと答弁されましたが、敷地内にこだわらず近ければいいんです。要は、質問2つ目になりますが、離れた場所しか設置できなかった理由、そしてそのプロセス、当初どこをベストの設置場所に定めたのか、そこがかなわず何候補も検討をされたのか、希望がかなわなかった理由などを聞かせてください。

スーパーマーケットでいうなら、ベストは玄関前、道路側でも結構でございますが、玄関前、2つ目、玄関前により近いところ、そして3つ目、敷地内、駐車場等ですね、こういったところへだんだん離れていくというものを、こういった候補を見ながらということでございますが、これを行政側が主導権を取り停留所を選定したかと、3つ目の質問でございます。また、その上で二転三転した結果が300メートル離れた三心、あるいは200メートル離れたカネスエ、150メートル、道路を渡らざるを得ない、危険な場所にあるバローなのかということをお伺いします。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 三宅議員の再質問の1番目、アンケートは行きたい施 設を聞く内容であったかについてお答えいたします。

この調査の目的は、当初から令和4年9月に運行を開始したコミュニティバスの利用実態を把握するためでございます。高齢者を対象に実施したアンケートでは、様々な理由で利用していないなど自由記述の回答欄も設けましたが、直接的に停留所の設置希望を伺う内容ではございませんでした。

次に、2番目のご質問、停留所の位置が決められたプロセスと停留所が施設から離れた位置になった理由はについてお答えいたします。

町内に46か所、町外に1か所の47か所あるコミュニティバスの停留所については、 法令や基準で定めるルールに加え、事業の実施主体の町、道路の占用や使用を許可す る道路管理者、コミュニティバスを実際に運行するバス事業者、交通管理者である警 察、沿道地権者などの関係者が意見を述べ、それを調整して位置が決まりました。

特に、停留所を敷地内に取り込むことについては、土地の所有者の了承を得た上で、 店舗を構える事業者、バス事業者などとの話合いを行い、慎重に検討しております。 今ある停留所の中には目的地とする施設の間近でないものもありますが、このような 手続を踏んで決められたものであることをご理解ください。

最後に、3番目のご質問、停留所の選定は町が主導で行ったのかについてお答えします。

現在運行しているコミュニティバスのルートは、新しい町内巡回バス事業にご賛同いただいたスーパーや医療機関の事業者の皆様、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の委員でもある自治会の役員、老人クラブの役員の皆様のご意見に基づくものです。したがって、停留所の選定についても、町はコミュニティバスの事業主体ではありますが、関係者の皆様方には一貫してご理解とご協力をお願いするスタンスで丁寧に進めてまいりました。

いずれにいたしましても、住民からのご意見やスーパーなどの停留所についてのご 要望は、今後、改めて事業者にご意見を伺うなど、設置が可能なものは検討してまい りたいと考えております。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 4番 三宅祐司議員。
- ○4番(三宅祐司君) アンケートについて、最後の質問とさせていただきます。

3番目の停留所の選定は町が主導であったかというところになりますが、何度も申しますが、停留所を敷地内に要望しているのではなく、近ければいいと言っているはずです。その目的達成に向けて、どのような交渉や折衝をしたのかと聞いているんです。

そこで、臆測ですが、賛同をいただいた事業者様というのは、イコール協力金がいただける方というのを条件に、その縛りの中で停留所設置依頼をしたのであれば、要請に応じていただけない事業者様がおられても不思議ではありません。事業者様としては、玄関先に設置することは構わないけれども、費用負担まではできないから応じなかったとか、あるいは出費が伴う以上、店長の立場では判断ができなかった、手続が大変だというようなことも含めて、停留所の位置だけの問題ではなく、費用負担が壁になったのではないかと想像します。

当初、運行前から、必要と思う施設停留所であるなら、お金をいただかなくてもお願いしてくださいと、運行前から私が申し上げておりましたね。そこで、事業者様に依頼した書類内容、これは協力金を伴うものという様式であったものなのか、協力金は特に記載していないけれどもと、例えば2段構えで2通りのものを用意したのかという、どちらかということで結構でございます。

そして、2つ目、要請依頼の方法、これは郵便でお送りして回答が来たところだけでやられたのか、あるいはこちらの目的に合わせて丁寧な説明をするために出向いたのか、こうした要請内容、方法と停留所位置の因果関係を最後の質問とします。

この2点は簡単にお答えいただければ結構でございますが、ちょっと加えて、答弁の中で、先ほどいただきました、お願いするわけでございますが、岐南町地域公共交通計画の中で目標達成のために行う事業として挙げたコミュニティバス定期券導入というのがありましたね。これは実施に向けてバス事業者と共に取り組んでまいりますとの答弁で、定期券導入とありましたけれども、必要性が理解できません。時間がないのでここでの説明は結構でございますが、何で定期券なのかを、具体的に取り組まれるのであれば、費用対効果も併せた導入理由を、議論ができるだけの時間的余裕を持った中で説明、報告をいただきますことをお約束願いたいと思います。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 三輪 学総合政策部長。
- ○総合政策部長(三輪 学君) 三宅議員の再々質問、3点ばかりございます。

1つ目、事業者に依頼した書類内容は協力金を伴うものと協力金なしの2通りを用意したかについてお答えいたします。

令和3年6月に総合政策課長名で各事業者宛てに岐南町巡回バス運行に向けての停留所のニーズ調査についてという文書を発送いたしました。文書は1種類です。その中で、事業所前停留所の設置の際には協力金をお願いする予定である旨をお伝えいたしております。ただし、道路の状況等で事業者のご希望に添えない場合もあることと協力金の金額は未定であることを申し添えてあります。

次に、要請の依頼の方法は、郵便のみ、説明に出向いたのかについてお答えします。 まず郵送をもってご依頼をし、設置のご希望やお問合せなどがあったときは、事業 所に出向いて直接お話をさせていただきました。

3つ目、定期券導入についての必要性については、岐南町地域公共交通計画は、先ほど話したとおり、岐南町地域公共交通活性化協議会等で策定をされたものでございます。その必要性がどうかと言われると、計画にのっとって行政は進めていくものでございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井 明君) 4番 三宅祐司議員。
- ○4番(三宅祐司君) ご答弁ありがとうございました。

それでは、また前もって、余裕を持ってご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目、小島町長が目指す公共交通の将来像についてご質問を申し上 げます。

1つ目の質問でも申し上げましたが、住民の期待や公共交通の方向性が多様である ことが示唆されている中、小島町長が目指す将来像についてお伺いしたく存じます。 コミバス、コミタク、自動運転、ライドシェアと様々な交通手段が存在する中で、 岐南町が将来どのように公共交通を展開していくかは極めて重要です。特に、既得権益や運転手不足といった課題を乗り越え、住民にとって本当に必要な交通手段を提供するための計画と展望をお聞かせいただければと考えております。

まず前回6月議会でお話しした私の体験談をもう一度話させていただき、質問に入りたいと思います。

今年4月にマレーシアに参りましたときの、教育現場を視察したときに、今やなくてはならないといった利便性の極めて高い交通手段であることを、このライドシェアという、これはGrabといいますけれども、こういったものを肌で感じてまいりました。タクシー配車アプリ、東南アジア8か国で利用されているGrabという、これこそが今国会で取り上げられているライドシェアそのもので、6月議会でマレーシアをヒントに岐南町の未来に向けた取組を望むと申し上げて間もなくのこと、びっくりしていますが、社会がすごい勢いで動き、変化していることを実感しています。

また、自動運転タクシーも普及まで10年かかるといっていますが、2026年にはホンダ、GM、レベル4を走らせるといった勢いにも驚かされます。

その中でもライドシェアにおいては、公共交通の既得権益を理由とした障害は当然あるが、住民が便利と感じる公共交通にするためにはどうすべきかを考えたときに、 既得権益などを尊重することも大事ですが、駄目な理由だけとはせず、今大きな問題である運転手不足の影響や、車を持たない、車を手放した、通勤・通学に必要と思う岐南町民の未来を鑑み、将来あるべき姿、未来予想が必要と考えていくことが重要だと思っています。

中でも、特に新規である、自動運転などであれば社会全体を見て必要なら取り入れましょうと話は進みやすいですが、今あるタクシーとライドシェアの関係では、既存の企業とかち合ってしまうということの問題も人を中心として考え直さなければいけないという議論に達する、その理論が社会をどうするかを真剣に考えた上で、自動運転もある、ライドシェアもあるという選択をし、その代わりリスクを自治体も地域の人もちゃんと理解してやってくださいという流れを我々がつくることが重要であり、こうした一つ一つが持続可能な地域社会の構築に貢献すると信じています。

また、ライドシェアの利用法については、市町村、NPO、福祉目的に自家用有償 旅客運送と、自家用車ですね、こういうのを検証することも必要ではないかと。こう した公共交通を踏まえ、加速する社会変化に対応すべき本当に必要な交通手段が何か、 既得権益を尊重するもライドシェアを取り入れるメリット(予算の削減や福祉目的) など、急激な社会変化に適応するために柔軟性と想像力が不可欠です。

その点から、この質問は総合政策課の答弁ではなく、重大な決断ができる岐南町長

の、担う首長に答弁を求めます。岐南町の大動脈ともいえる公共交通について、ライドシェア導入、その他についてと小島町長が目指す公共交通の将来像を聞かせてくだ さい。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 小島英雄町長。
- ○町長(小島英雄君) 三宅議員の2項目め、町長が目指す公共交通の将来像について の1番目のご質問、ライドシェア導入、その他の導入についてお答えいたします。

ご質問のライドシェアは、個人が自家用車を使って有料で乗客を運ぶもので、観光 需要の回復に伴うタクシー不足への対策として、さらには規制改革の取組としてその 必要性を訴える主張があります。その一方で、安全性や運賃、サービスの質などの観 点から、慎重な判断を求める声が挙がっているのも事実であります。

岸田総理は、10月23日の所信表明演説でライドシェア導入の検討を表明されました。 それを受けて、法改正を伴うライドシェアの導入は、今後、国で議論が重ねられてい くものと思われます。

本町に限って言えば、タクシーが不足している観光地でもバスやタクシーが来ない 過疎地でもありません。しかしながら、現在の状況は、都市部も地方も深刻な人手不 足などから、地域公共交通の維持、とりわけ運転者の確保がますます難しくなってお り、国を挙げての様々な取組が今必要であることは十分認識しております。

私が会長を務める岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会は、中部運輸局の職員、岐阜県タクシー協会や岐阜県バス協会の役員、労働組合の委員長などが委員であります。したがって、ライドシェアのことは、それが喫緊の課題となれば、国、運輸業界、運転者を代表する者などから議論が始まるものと思われます。その際には、町民の暮らし第一で、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会の場においてしっかり協議してまいりたいと思っております。

次に、2番目のご質問、町長が目指す公共交通の将来像はについてお答えいたします。

私の公約でもあったコミュニティバスの運行は、町民の皆様にお約束したとおり、 令和4年度に開始いたしました。議会のご要望もあり、事業を継続し、停留所を増設 したコミュニティタクシーも町民の暮らしに直結する生活交通路線であります。

本町が目指す将来の公共交通ネットワークは、町が運行するコミュニティバスやコミュニティタクシーの生活交通路線が名鉄名古屋本線、岐阜バス松籟加納線、同じく笠松川島線の幹線路線や、岐阜バス岐南町線の準幹線路線と駅や停留所でつながることがもちろん大前提であります。また、周辺都市との広域的な都市間移動を促進し、周辺自治体との連携や市民・町民による交流の活性化を図るものでなければなりませ

ん。そして何より、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、地域の移動手段の確保・充実を目指すものであると考えております。

私が思う本町の公共交通の将来像は、岐南町公共交通会議並びに岐南町地域公共交通活性化協議会をはじめ、町民、議会、自治会の皆様と共に考える、町民がより安心・安全に「住み続けられるまちを目指して、地域で育てる公共交通」であると考えております。以上です。

- ○議長(櫻井 明君) 4番 三宅祐司議員。
- ○4番(三宅祐司君) 町長に再質問させていただきます。

まず1つ目の質問、ライドシェア導入とその他について、小島町長のご答弁、こちらは岸田総理や国会議員が今模索し、議論している話そのものという気がするんですが、また町長がおっしゃられました再質問のポイントになる3つをもう一度申し上げてお話をさせていただきます。

1つ目に、私が会長を務める岐南町公共交通会議、地域公共交通活性化協議会、中部運輸局、岐阜県タクシー協会・岐阜県バス協会の役員、労働組合の委員長が委員であるということを強調され、2つ目に、喫緊の課題となれば、国、運輸業界などから議論が始まるものと、これは喫緊になれば国や運輸業界が動くということですね。そして、3つ目のその際には公共交通会議、地域公共交通活性化協議会の場において協議してまいりたいと、このようにご発言されました。こうした専門家を含む方々が大事な協力者であり、重要なことは十分認識しておりますが、私が先ほどから申し上げてきたことは、国の方針を待つとか、専門家が集まる会議で方向性を示す、先ほど来申し上げております既得権益や特権を踏まえた方々との会議や協議会ではなくて、その前に先をにらんだ想像力を働かせた将来像を伺っているのです。

ヒントになるかは分かりませんが、先ほどから申しておりますメリットと思う予算の削減や福祉目的、そして東南アジアで実施されているGrabという、これは今、タイ、バンコクの中では、タクシー会社がGrabに登録しているというようなことで、一般の収入もあればGrab経由からの仕事を得るということもできるというような例を見ても、マレーシアのドライバーと共通認識である、当てもなく走り続けることがなくなったというのが現地の人が言っていることですが、どういう意味かと考えれば、無駄な経費や無駄な時間を使わない、効率的であるということ、こういった利点を鑑みたとき、この急激な社会変化に適応するための柔軟性と想像力が不可欠であると言っているのです。

こうした一例も加えた特徴も踏まえて、ライドシェア、その他についてもう一度伺います。専門家等の会議で諮るとか協議してまいりますという先ほどの答弁を伺って

いるのではありませんので、小島町長の思う本音を聞かせてください。

2つ目、町長が目指す公共交通の将来像について、何度も申し上げましたが、公共 交通の方向性が多様であると同時に急激に変化する今だからこそ、現状を鑑みた新た な方針を模索する必要がある。そこで、10月に開催された岡山県早島町第10回コンパ クトタウン議会サミットというのに、櫻井議長と私、参加してまいりました。そのと きのお話も、参加したときのお話も加えてさせていただきます。

この分科会では、コンパクトタウンにおける定住促進、住んでよかったまちをつくるためにというタイトルの第2分科会に参加しました。そこで、しかしながら、我々岐南町、議長、私、局長の3人の予期せぬ体験が本会議での主要議題になりました。何かといいますと、本会議前日、到着日になりますが、早島駅よりコミュニティバスを利用してお昼食場所に向かうため、待機していたバスの運転手さんにこの食事どころ、現地では有名なところなんですけれども、いかしの舎と、こういったところに近い停留所と、それから料金を尋ねると、店に一番近いところで降ろしてあげますよ、料金は無料ですにありがたくも驚き、この話を第2分科会担当の平岡議員にコミバスのことをもっと知りたいという旨を伝えると、翌日、驚いたことに、分科会開始早々、議題にはなかったと思われますが、このコミバスの説明、特徴を会議の冒頭に詳しく聞かせてくださいました。

そこで、その内容をちょっとこの場でご説明を申し上げますと、運行日というのは 月曜日から金曜日、そして日曜日、休みは土曜日と祝日ということになりますが、運 行数は、西回り11便、東回り12便、これはメインになる数なんですけれども、1日に 23便、年間287日動いています。そして、乗車数としましては、早島町、人口1万 2,744人、年間4万8,000人が乗車、1日167人、そして1便平均は7.3人と。そこで岐 南町の状況もお伝えしますと、人口2万6,247人、年間8,633人乗りました、この1年 間で。1日27人、1便平均2.7人。

早島町民は、1人の方が1年間に4回乗車するという計算です。岐南町民はといいますと、1人が3年に1回しか乗らない。年間経費、早島町、バス2台で運行、2,800万円、1日23便動いています。岐南町は、バス2台で3,500万円、1日10便です。そして、特徴、料金無料、これは他市町も乗車可と我々が無料で乗せてもらいました。そして、降車のみ停留所以外でも可能と、乗車は駄目ですが、停留所になりますが、降車は停留所以外でも大丈夫だと。いやしかし降りられないところもたくさんあるんでしょうと尋ねると、いえいえ90%ほどはもうどこでも降りられますよという回答でした。学生は学校まで、これは小学生ですね、2キロ以上の距離がある場合はバス利用可能、これは学校長の許可が要りますが。

こうした無料のコミュニティバスに対する関心が高まったことから、会議時間のほとんどをコミバスと、そしてデマンドタクシーチョイソコ、これはお隣の扶桑町、ご参加いただいていましたので、ここも詳しくご説明いただきました。こうした熱い議論に終始しました。ただし、ラスト10分に参加者の半数以上が興味を持っていらっしゃった保育料無料、給食費無料の影響を聞きたいという声も出ていましたが、既に無料化である自治体の現状を参考にしながらも、それを上回った公共交通への関心の高さに驚かされました。全国16町村から集まった議員の関心度が公共交通にあり、本気で向き合っている自治体に公共交通の多様性を共通認識しました。

それからもう一つ、これまでにお伝えしている内容かと存じますが、主要駅である 笠松駅への通勤や通学を目的とする方々に対して、バスやワゴンで運行を放射線状で 拡充させること、ちょっと理想として私がずっと申し上げてきたことなんですけれど も、一家に複数台所有の乗用車を1台減らすことを可能にさせると、これによって交 通費や生活費の節約が期待できるという提案が未来志向の一環であり、環境への貢献 とともに持続可能な生活への一歩と考える。

最後に、小島町長の公約であるコミュニティバスが今どこを向いて進んでいるのかを踏まえて、1つ目は先の見通し、コミュニティバスの行く末、1便当たりの目標10人にも満たない年月が続いたら責任はどう取られるか。これは私がいつも申し上げていますが、小島町長も当然ながら反実仮想をもって取り組んでいらっしゃると思います。だからこそ、小島町長の公約にあるコミュニティバスは今どこに向けて進めているのかを踏まえて3つ伺います。

- 1つ目、先の見通し、コミバスの行く末。
- 2つ目、1便当たり10人の目標が不可能と判断したときの責任の所在。
- 3つ目、最後に、公共交通の方向性の多様による今こそ、小島町長が本当に目指している公共交通の将来像をお聞かせください。以上です。
- ○議長(櫻井 明君) 小島英雄町長。
- ○町長(小島英雄君) 三宅議員の答弁をする前に、三宅議員が早島町へ行かれた熱い思いを語られたのは聞いておりました。しかし、本当に早島町にとってはいいかもしれません、岐南町と比べてはどうなんだと。人口も違う、多分形態も違うと思います。どういうところなのか、私は知りません、早島町は。段差があるところなんでしょうね、多分。岐南町は平たんですよ。その中で、人口が1平方キロメートル当たり3,300人から3,400人住んでおるんです。早島町はどうですか。そういうことを比べると、一概に早島町がそうだから岐南町もどうだといった、それはちょっとおかしいんではないかと私聞いておりました。確かにそのところどころにはその政策が合ったと

いうのも分かります。だからといって岐南町に当てはめることはちょっと難しいと私 は思っておりました。

そこら辺も踏まえて、ライドシェアのことも、非常にマレーシアとかタイとかといって言われましたが、お国柄はどうなんでしょうか、しっかりと法整備されていますか。日本は違いますよ、しっかりと法整備しますよ。ライドシェアというのは昔、私らの子供の頃、皆さん知っているかどうか知りませんが、白タクというものがありました。民間が運輸省の許可も得ずに運行してきた事業があります。非常に取締りが厳しくてそれはなくなりました。なぜかというと、いろんなトラブルがあるんですよ。運賃、お客とのトラブル、何かというと全て運賃なんですよ。例えば1キロで行けるところを2キロ回っていったと、大回りしていくことがあるんですよ。そういうことも踏まえながら、やはりしっかりとした法律の下でライドシェアは進めていく、当たり前じゃないですか。

ということで、三宅議員の質問に答えてまいりますが、ライドシェアのことは、本 当に本町はタクシー不足に悩む観光地ではありませんので、サービスを提供する側の、 つまり人手不足の観点からその進展を注視しているところであります。これが議員が 聞きたい本音というか、今私が抱えておる関心の全てであります。

しかし、ご質問の先の見通し、コミバスの行く末については、そのことを考え策定 されたのが岐南町地域公共交通計画であり、私が思う本町の公共交通の将来像は、先 ほど答弁させていただきました。

当該計画の中で掲げた目標値は、ご質問で挙げられた項目だけではありません。過去のにじバスの最大値を大きく上回る2025年度目標値、1便当たり10人程度が事業継続の判断の基準となるものではありません。この目標値については、本町においてもさらに高齢化が進むと予想され、コミュニティバスのニーズの高まりを考慮したものになっております。

コミュニティバスを運行している近隣の自治体でも、利用者が少ない時間帯が多く 見受けられます。しかし、見方を変えれば、決まった時刻に決まったルートを走るコ ミュニティバスは、今その必要性がなく利用していない方々にも、本町で暮らし続け る安心感を与えているものと思われます。実際に、この役場の中でもバス運行してい ただいてありがとうというお年寄りの方が何人もおりますし、直接電話をかけてきた り、会えばバスの導入ありがとうという人もたくさんおります。そのことは、アンケ ートの結果にも表れております。

本町が令和4年度にコミュニティバス運行事業を実施した背景には、民間バス事業者の赤字路線の縮小や廃止がありました。コミュニティバスは、そうして失われた生

活路線を補い、より細かく町を巡り、より安くご利用いただける、暮らしを支えるサービスなのです。

利用者にとっては、ご自宅から少し離れたところに停留所があり、目的地までの時間も距離も最短なのが、三宅議員が言われるのは理想でしょう。私もそう思っております。しかしながら、路線定期運行の形態でそれを実現するのは技術的・経済的にも不可能です。このような様々な制約もありますが、コミュニティバスを必要としている高齢者などの交通弱者と言われる方々にこの福祉サービスがしっかり届くよう、事業を計画的・継続的に実施していくのが自治体の責務であると私は考えております。もちろん私もそうであります。だから、1年たってすぐでもう責任云々なんていうことは、それ自体がおかしいと。なら、周辺自治体はどうですか。笠松はどうですか、各務原はどうですか、岐阜市はどうですか。時々私も参考に見ますが、昼間は乗っていませんよ。

1ついい提案をされたのは、月曜日から金曜日まで、私もそう思っています。もし 土曜日も、今運行していますが、土曜日の運行するバスを平日に回せないかというこ ともちょっと提案はしております。もちろん公共交通会議の中で決めなければなりま せんので、私一人の一存ではいけませんが、利用者、少しでも利便性を図るんやった ら、少しでも土曜日を減らして平日に回したほうがいいんではないかと、これは個人 的な考えです。そういうふうに、先ほど言われた月曜日から金曜日までの運行という ことを言われたので、ああ、なるほどなと、それは本当に思っておりました。いいな という提案で思っておりました。

議員ご提言の名鉄笠松駅を起点・終点に放射状にコミュニティバスを走らせる運行では、議決された債務負担行為限度額を大幅に超過することはご存じでしょうか。分かっておって言うんですか。理想を高く持つことは本当に大切なことですが、しかし、それが岐南町のコミュニティバスと言えるのかどうか、議論さえも出てくるんですよ。

議員の言う反実仮想をするだけのコミュニティバスに係るデータの蓄積はまだありません。公共交通政策の立案にも、まだそれにも適しておりません、はっきり言っておきます。政策立案の基本的な姿は問題解決であり、プロセスを明確化し、共有し、様々な関係者の参画を促し、政策立案の質を向上させていくことが何より重要であると私は思っております。そのために岐南町公共交通会議であり、岐南町地域公共交通活性化協議会があるのです。

繰り返しになりますが、私が思う本町の公共交通の将来像は、岐南町公共交通会議 並びに岐南町地域公共交通活性化協議会をはじめ、町民、議会、自治会の皆様と共に 考える「住み続けられるまちを目指して、地域で育てる公共交通」であると考えてお ります。

三宅議員も着地点は多分同じだと思いますが、いろいろ紆余曲折ありますが、どうかご理解をいただけますことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上です。

散会

○議長(櫻井 明君) 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。 明日から12月20日までの5日間は議事の都合により休会とし、12月21日午前10時か ら会議を開きます。

午後 1時59分 散会

─

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長櫻井明

岐南町議会議員 渡邉憲司

岐南町議会議員 木 下 美津子